

日 時：平成28年 5月24日（火） 13時00分
場 所：農林水産省7階 第3特別会議室

水産政策審議会資源管理分科会 第 7 7 回議事録

水産庁漁政部漁政課

水産政策審議会第77回資源管理分科会

1 開 会

開会 平成28年5月24日（火）13時00分

閉会 平成28年5月24日（火）15時00分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委 員	大森敏弘	嘉山定晃	川崎一好	長瀬一己
	東村玲子	三木奈都子	柳内克之	山川 卓

特別委員	大久保照享	加澤喜一郎	川越一男	久賀みず保
	近藤直美	白石嘉男	高橋健二	千葉康則
	長元信男	東岡 保	本間新吉	松本ぬい子
	横内武久			

3 水産庁側出席者

長谷水産庁次長 浅川資源管理部長 藤田管理課長 黒萩漁業調整課長 黒川国際課長
神谷漁場資源課長 加藤資源管理推進室長 廣野指導監督室長 斎藤沿岸・遊漁室長
高瀬生態系保全室長

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1	開 会	1
2	議 事	
	【諮問事項】	
	諮問第 265 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規 定に基づく基本計画の検討等について	1
	【報告事項】	
	(1) マダラの資源管理について	1 5
	(2) 太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について	1 8
	(3) 第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について	2 5
	【その他】	2 6
3	閉 会	2 6

○管理課長 それでは、予定の時刻になりましたので、ただいまから第77回資源管理分科会を開催させていただきます。

私は、本日の事務局を務めます管理課長の藤田と申します。よろしくお願いいたします。

午前中から御出席の皆様は大変御苦勞さまでございます。本日の会場は、委員の皆様の前にはマイクが設置されておりません。御発言の際には事務局のほうでマイクをお持ちしますので、挙手をいただきまして、それから御発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中8名の方が出席されており定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立をいたしております。また、特別委員は15名中13名の方が出席しております。

では、次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中の資料でございますけれども、まず議事次第がございまして、その後に資料一覧という紙が入っております。これで御確認をいただきまして、もし漏れがございましたら、お申しつけください。

資料は以上となりますけれども、大丈夫でしょうか。この後でも構いませんので、お気づきがございましたら御連絡ください。

報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、もし撮影で入られている方がいらっしゃいましたら、ここで御退席をお願いいたします。

それでは、山川分科会長、議事のほうをよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は、大変お暑いところを御参集くださいまして、まことにありがとうございます。

では、早速ですけれども、座って議事に入らせていただきたいと思います。

本日は、諮問事項が1件、それから報告事項が3件でございます。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づきまして、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問第265号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」ですけれども、御検討いただく内容が平成28年漁期（来漁期）のサンマ、マサバ及びゴマサバ、それからズワイガニのTAC設定となっております。

まず、サンマ、マサバ及びゴマサバ、ズワイガニの資源状況について事務局から御説明をいただいた後、御質問をお受けして、その後にTACの設定について一つ一つ審議を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、まず資源状況につきまして説明をよろしくお願いいたします。

○管理課長 本日お諮りいたします諮問第265号は、今、山川分科会長から説明をいただいたとおりでございますので、お手元の資料2が今回の諮問内容になります。

まず、諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 馬場 治 殿

農林水産大臣 森山 裕

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく
基本計画の検討等について（諮問第265号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成27年11月26日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

ということでございます。

資料2の別紙が、基本計画を改正する新旧対照表をお示ししております。後ほど具体的な内容は御説明申し上げますので、山川分科会長から御説明がありましたように、まず漁場資源課長のほうから、これら関係する魚種につきまして資源状況を御説明申し上げます。

○漁場資源課長 漁場資源課長の神谷でございます。座って説明させていただきます。

資料2-1でございます。

4魚種の9系群についての資源状況でございますが、まずページをお開きください。

従来までは、各魚種ごとに詳しい報告書をかいつまんで説明しておりましたが、今回から要約版を2ページと3ページにつけ加えております。本日は、これに基づきましてまず結果を説明いたしまして、さらに、この管理法策に基づくABCの算定の魚種別の報告書に基づき説明させていただきます。

まず、2ページになりますけれども、これは魚種的にいいますと、サンマ、マサバ、これは太平洋系群、対馬暖流系群、ゴマサバ、これも両系群の一覧表でございます。

縦軸といたしましては、生物学的な特性及び漁業の状況、さらに資源の状況及び資源管理について言及しております。

生物学的特性につきましては、ざっとごらんいただいたとおりでございます。

漁業でございますが、サンマにつきましては、全体で、2014年でございますが、62.5万トンの漁獲がございます。このうち、日本の漁獲が22.5万トンです。

マサバですが、太平洋系群は27.1万トンの漁獲、対馬暖流系群につきましては21.4万トンの漁獲があり、このうち日本の漁獲というのは8.7万トンとなっております。ただし、この集計には中国は含んでおりません。

ゴマサバの太平洋系群ですが、漁獲が11.4万トン、東シナ海系群では3.5万トン、ただし、日本の漁獲が3.3万トンとなります。

次に、資源状況につきまして説明を申し上げます。

まず、資源量の推定方法ですが、サンマにつきましては、調査船によります面積密度法を使用しております。その他の魚種につきましては、6歳～8歳ぐらいまで寿命がございますので、コホート解析を用いております。

資源量、これは小魚、親魚を含めて全ての資源量でございますが、サンマは2015年で227万トン、マサバは太平洋系群147万トン、対馬暖流系群57万トン、ゴマサバ、太平洋系群79.1万トン、東シナ海系群11.2万トンです。

漁獲の比率、つまり資源量に占める漁獲の割合でございますが、サンマは24.7%、マサバの太平洋系群18%、対馬暖流系群38%、ゴマサバ、太平洋系群15%、東シナ海系群31%でございます。

このうち親魚の資源量でございますが、サンマは99万トン、マサバ、太平洋系群33.6万トン、対馬暖流系群12万トン、ゴマサバ、太平洋系群39.7万トン、東シナ海系群は3.8万トンとなっております。

近年の加入動向でございますが、サンマにつきましては381億尾加入しております。これは、調査を開始した2003年以降2番目に少ない値となっております。

マサバ（太平洋系群）は27億尾です。親魚資源量が45万トンを下回った1986年以降、再生産成功率の年変動が大きゅうございますが、近年では2013年級群が卓越しておりまして、直近では63億尾の加入が見込まれております。

一方、対馬暖流系群ですが、10億尾の加入で、2009年以降、低加入が続いておりましたが、2014年は2008年以来の高水準となっております。

ゴマサバ（太平洋系群）ですが、14億尾の加入が見込まれます。95年以降、比較的加入は安定しておりまして、96年、2004年、2009年に卓越年級群が発生しております。資源量は非常に高い水準でございます。

一方、ゴマサバの東シナ海系群ですが、加入量2.7億尾です。2009年以降、加入量は比較的安定しております。

1つ飛びまして、資源管理のB limitのところになりますけれども、サンマはB limitは今回設定しておりません。

一方、マサバ（太平洋系群）は45万トン。このB limitというのは、それより値が少なくなりますと資源回復措置を講じる資源量、または親魚の資源量の閾値と見込んでおります。マサバになります。B limitは45万トン、対馬暖流系群は25万トンです。

ゴマサバの太平洋系群は3.8万トン、東シナ海系群は3.3万トンとなります。

資源水準・動向ですが、基本的にB limitよりも親魚資源が低い状態を低位として、それより高いのを中位、さらに高いところを高位というふうな分類をしております。

サンマですが、B limitは設定しておりませんが、2003年以降の最低水準の69万トンよりは資源量があるんじゃないかということで、現在、資源水準・動向は中位・横ばいでございます。

一方、マサバ、太平洋系群でございますが、B limit45万トンに対しまして、親魚量が、2つ上にありますが、33.6万トンでございますので、低位で増加傾向でございます。対馬暖流系群は、B limitの25万トンに対しまして、親魚量が12万トンでございますので、低位、加入の動向からして横ばいとしております。

ゴマサバですが、B limit3.8万トンに対しまして、親魚量は39.7万トンでございます。加入も非常にいい状態ということで、高位・横ばいとしております。一方、ゴマサバの東シナ海系群ですが、B limit3.3万トンに対しまして、親魚量が3.8万トンでございますので、中位・横ばいとしております。

それで、管理方策でございますけれども、サンマにつきましては、近年、漁獲割合が上昇傾向でございます。今後、漁獲圧の上昇による資源への影響に注意が必要となっております。

これで、お手元の資料の5ページをお開きください。

5ページの右下に具体的にABCを計算した図があります。

親魚量の維持というものと、現在の漁獲圧の維持という二通りありまして、その中にさらにLimitとTargetと分けておりますが、話を簡単にするため、まずLimitだけを見ていただければと思います。

一番右の欄が、2016年のABCの量になります。仮に親魚量36万3,000トンがABCとした場合に、1つ左になりますが、2003年以降の最低親魚量、仮にB limitと置きますと、ここを維持する確率が62%となります。一方、漁獲量を51万1,000トンで計算いたしますと、仮のB limitを維持する確率というのは38%ということになります。

2ページにお戻りいただきまして、マサバの太平洋系群でございますが、これは低位、つまり資源量がB limitより下でございますので、管理の方策としては、まず親魚量をB limit以上に回復させる必要があるという点がございます。現状の漁獲圧の維持でも資源は増加という点がございます。

この2つを念頭にABCを計算いたしましたのが、お手元の資料の9ページでございます。

こちら一番右端に仮の漁獲量ABCとしております。右から3つ目の欄でございますが、B limitへの5年後の回復確率となっております。仮に2016年のABCを33万8,000トンといたしますと、B limitへの回復確率は99%となります。3つ目になりますが、38万3,000トンといたしますと、B limitへの回復確率は93%になります。

一方、48万トン漁獲したと仮定いたしますと、B limitへの回復確率は52%ということになります。

次がマサバの対馬暖流系群でございますが、この資源も親魚量をB limit以上に回復させることが必要でありますし、もう一つ、②ですが、現在の漁獲が継続すると、資源量・漁獲量ともに減少という結果が出ております。

これをもとにしましたABCでございますが、お手元の資料の13ページとなります。

これは、一番右側がABC、右から2番目の欄が5年後のB limitへの回復確率となりますが、13万2,000トンといたしますと、100%の確率でB limitに回復いたします。

一方、14万1,000トンといたしますと98%、19万1,000トンといたしますと52%というふうに、ABCを増大することによって、当然ですが、B limitへの回復確率というのは減少いたします。

次に、ゴマサバの太平洋系群でございますが、資源状態が高位・横ばいございまして、管理方策としても、現在の漁獲圧で資源量は高い水準で維持される。漁獲圧を若干高めても、B limit以上の親魚量の維持と漁獲量の増加と両方が見込まれるとされております。

これに基づくABCの試算結果は、お手元の資料の17ページでございます。

ゴマサバ（太平洋系群）につきましては、ABCを18万3,000トンから31万4,000トンまで増大いたしましても、いずれのケースでもB limitを維持する確率が100%となっております。

最後に、ゴマサバの東シナ海系群でございますが、2014年の親魚量を維持すれば、資源量は維持又は増大という点と、今の漁獲圧では資源量及び漁獲量は緩やかに減少という管理方策でございます。

これに基づき算定いたしましたABCですが、お手元の資料の20ページでございます。

一番右側の欄がABCございまして、右から2つ目の欄が、B limitを維持する確率でございます。ABCを3万6,000トンといたしますと、B limitを維持する確率は100%でございますが、4万7,000トンで76%、4万8,000トンで60%というふうに下がってまいります。

以上が、浮魚5系群についての資源評価結果でございます。

続きまして、ズワイガニ5系群についての結果を報告させていただきます。

ズワイガニにつきましては、ほとんどの系群で沖合底びき網漁業及びかご漁業で漁獲されております。

まず、日本海系群のA海域でございますが、総漁獲量は3,300トン、一方、B海域が300トンです。太平洋北部系群では0.3トン、北海道西部系群では26トン、オホーツク海系群では342トンでございます。

資源量推定方法は、いずれも面積密度法によるものでございますが、日本海のB海域のみはかご調査によるものです。北海道の西部系群とオホーツク海系群は、この辺はされておられません。

資源量ですが、日本海のA海域では1万7,617トン、B海域では1,773トン、太平洋北部海域では350トンです。

漁獲割合ですが、A海域で19%、B海域で18%、太平洋北部で0.1%となっております。

親魚量でございますが、A海域で2,500トン、B海域では算定されておられません。太平洋北部で62トンとなっております。

加入動向ですが、A海域では、2015年漁期に漁獲対象となる雄11齢の現存尾数は1,900万尾で

ございます。また、雌10歳の現存尾数は2,300万尾ということで、若干増加傾向にございます。

北部太平洋系群でございますが、128万5,000尾でございます。加入量は、雄、雌ともに低い水準と推定されております。

そういうことから、資源量水準・動向につきましては、日本海のA海域で中位の横ばい、B海域で高位の減少、太平洋北部で低位の減少、北海道西部で高位の増加、オホーツク海で低位の横ばいとなっております。

B limitにつきましては、日本海のA海域で2,400トン、北部海域で63トン、それ以外の海域は未設定となっております。

管理方策ですが、日本海のA海域では、現状の漁獲圧を維持することで親魚量、実際には親ガニ量なんだろうけれども——の維持・増加が可能と出ております。

これに基づきますABCの算定結果につきましては、お手元の資料の26ページとなります。

これで一番右側がABCでございます。右から2番目のカラムがB limitを維持する水準でございますけれども、ABCを大体2,300トンぐらいといたしますと、B limitが100%維持できるということになりますが、それ以上漁獲を増やしますと、B limitを100%維持できなくなりますが、仮に3,800トンといたしますと、B limitを維持する確率が91%となります。

次に、B海域については、その辺の計算というのは今回はされていないということになります。

次に、太平洋北部系群でございますが、管理方策といたしまして、漁獲対象未満の資源尾数が多く、2016～2017年の加入量は増加する可能性が高い。現状の漁獲圧を維持すれば資源を増大させることは可能という方策となっております。

ABCでございますが、お手元の資料の30ページをお願いいたします。

これも一番右端のABCをやった場合のB limitを維持する確率で見ていただきますと、漁獲が59.5トン、約60トンであれば、5年後のB limitは100%維持されるという結果が出ております。

続きまして、北海道西部系群でございますが、管理方策といたしまして、97年漁期以降漁獲量は安定しており、資源状態も比較的高い水準に維持されると見ております。現状の漁獲量を維持することで資源は持続的に利用されるということでございます。

ここもABCとB limitの達成確率というのは計算されておられません。

最後に、ズワイガニのオホーツク海系群でございますが、これは低位・横ばいでございますが、ロシアとの跨り資源でございます。漁獲圧の削減効果というのは現在のところ不明でございます。調査船調査による分布密度から、現在の漁獲圧では資源状況が今より悪くなる可能性は低いと見込まれております。

以上が資源についての報告でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのそれぞれの魚種の資源状況に関する説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

なお、TACの設定につきましては後ほど御議論いただきます。よろしいですか。

では、特に御質問等ないようですので、続きまして、28年漁期のサンマのTACについて、事

務局から説明をお願いいたします。

なお、マサバ及びゴマサバ、それからズワイガニのTACにつきましては、サンマの後に御議論いただきますので、よろしくをお願いいたします。

○管理課長 それでは、サンマのTACの設定と配分につきまして御説明申し上げます。

資料2-2と資料2-3で御説明を申し上げます。

全ての魚種につきまして、あらかじめ御説明申し上げておきますと、今回のTACの案につきましては、4月15日に、東京におきまして公開の意見交換会を開催しております。御出席の方々からは、TACの数量につきまして特段の意見はございませんでした。

同時に、本件につきましてはホームページを通じてパブリックコメントを行っておりますけれども、TACの数量につきまして、こちらのほうでも特段の御意見はいただいておりません。

それでは、サンマの数量について御説明を申し上げます。

サンマにつきましては、昨年設立されました北太平洋漁業委員会（NPF C）におきまして、国際管理体制の構築に向けて議論が始まりまして、来年中には資源評価について合意すべく検討が進められているという状況になってございます。

そういった中で、この2月の分科会におきまして、サンマのTAC設定に関しまして委員の方から「サンマの資源状態や国際的な資源管理に留意しながら我が国権益として一定の漁獲実績の確保が必要だ」という意見ですとか、「我が国のサンマ漁業や加工・流通業にとっては、我が国のサンマ需要を満たせるような安定的な供給が可能となるようなTAC数量が必要だ」といった意見をいただいてございまして、こういう意見を参考とさせていただいております。

それで、資料2-3をごらんください。

まず、中期的管理方針を、今申し上げましたような状況がございまして、変更いたしたいと思っております。北太平洋漁業委員会（NPF C）が平成27年7月に設立され、国際的な管理へ移行途上にあるということですので、その中期的管理方針の、ちょっと字が小さいかもしれませんが、下線部の部分です、「平成27年7月に設立された北太平洋漁業委員会（NPF C）における新たな保存管理措置の策定に向けた取組も踏まえ、」というのを追加いたしたいと思っております。

次に、TACの数量についてですが、ABCの取扱いにつきましては、資源評価は関係国の科学者による協議の途上にあるということですのでございまして、27年度に算出された日本の科学者のABCは、そういったことから参考という扱いにさせていただきます。TACの設定の考え方といたしましては、この「国際的な資源管理に移行する中で、資源管理に留意しながら我が国の権益を守ること」、「サンマ資源は「中位・横ばい」であり、参考とするABCは前年と比べ1割弱程度の減少幅であること」、「国内需要に対応できるように我が国漁業による安定的な供給を可能とする」といった観点に立ちまして、前年と同じく26.4万トンとしたいと考えております。

配分につきましては、資料2-2になります。

大臣管理漁業分といたしましては、北太平洋さんま漁業に対しまして20万2,000トン、そのほかの都道府県、北海道ですとか岩手県等、知事管理漁業に対する配分は、めくっていただきまして裏のほうにございます。北海道2万8,000トン、岩手県4,000トンといったことで、ほかの県に

つきまして若干というのがあります。こういった形で配分をいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのサンマのTACの説明につきまして、何か御質問、御意見等ありましたらよろしくお願いたします。

○加澤特別委員 今年年初から我々の全国さんま組合としての今年のTACの設定に当たっての要望として、最低でも20万トン確保したいというお願いに対して、20万2,000トンを考えてくださったことに感謝申し上げます。

あと、今これからTACの設定の中でNPFCを鑑みた中での考え方なんです、本当に漁業者としてこれからのNPFCの取り決め方によって非常に我々の漁業というのが左右されてくると思います。

何度も前にもお伝えしたとおり、我々団体、漁業者として近年、特に震災後、サンマ漁業やっています、顕著に来遊量の減少、漁場の減少ですか、これに反比例するように公海上での外国船の台湾船並びに近年は中国船なんです、脅威的に——脅威的という表現はどうかと思うんですが、脅威に感じるぐらいの増大がありますので、本当にこれを野放しにしておく大変なことになりますので、ぜひとも、先日もNPFCの会議にオブザーバーとして参加させてもらったんですが、本当に科学的調査の結果のデータを詳細に持ってくるのは、我が国日本だけだと感じております。ぜひとも日本がそんな観点からイニシアチブをとって、適正な管理で持続的な資源を保つようよろしくお願いたします。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

○高橋特別委員 先の話で恐縮なんです、TACは今、業界の皆さんが了としておりますので、これに依存はございませんが、現在、公海で試験操業をやっているわけですけれども、この捕獲数量が現行のTACの中に含まれるということで、この捕獲数量がTACから控除されると、いうふうな話をお伺いしております。現在、この公海でやっている試験操業については、儲かる漁業で、向こう3年間行うということのようでございますので、そうしますと、3年後、実際は今年一年始まっておりますので、2年先ということになるんでしょうけれども、この事業計画が終わった後、もし仮に本格的な公海操業が始まった場合、このTACをどのように扱うのか考え方をお聞かせ願えればと思っています。現行のとおり国内のTACに含むのか、それとも跨り資源というような形で対応するのか、もう一つは、来年決定をされるNPFCのTACの枠の中で設定をするのか、基本的な考え方があるのであれば、お聞かせ願えればと思います。

以上です。

○山川分科会長 では、藤田管理課長、よろしくお願いたします。

○管理課長 今、高橋委員からありましたように、試験操業後につきましては、まず全体の管理の中で含めて対応するというふうに考えております。

一方で、N P F Cがどういう形で決まってくるのかというのは、まだはっきりしておりませんが、そういうことによって、当然、我が国の中での管理をどうするかというのは影響を受けるわけですが、今のところ、我々としては、サンマ資源というのは、日本の200海里内と外と行ったり来たりしているというか、そういう資源でございますので、そういったことから何らかの形で一元的に管理をしていくということが基本的な方針としてはあります。ただ、具体的にそれを日本の200海里内と外でN P F Cの関連で具体的にどういう形になるかというのはちょっと先の話になるので、ここでお答えすることは難しいかと思っておりますけれども、基本的には一元的にということで考えております。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

○国際課長 冒頭、加澤委員からN P F Cの今後の議論にイニシアチブをとというお話がありましたけれども、まさにそのために我々日本がイニシアチブをとって設立をして会合を進めているところですので、なかなかおっしゃるように、科学委員会でのレベルでの中国などからいろいろな反応があるところなんですけれども、そこを何とか科学的な見地で我々も説得というか主張を通していくようにしたいと思っていますので、またそういった意味で、業界の方々いろいろな意思疎通を図りながらやっていかなきゃいけないと思っていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っています。

○山川分科会長 では、よろしくお願ひいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、サンマの28年漁期T A Cについては、原案どおり承認していただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、平成28年漁期のマサバ及びゴマサバのT A Cについて、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○管理課長 資料につきましては、まず資料2-4をごらんください。

その上段のほうになりますけれども、中期的管理方針におきまして、マサバ太平洋系群については資源の回復を図ること、ゴマサバ太平洋系群につきましては中位水準以上に維持すること、またその他の系群につきましては、日本に加えて韓国・中国も漁獲する中で、資源を減少させないこと等を基本に、それぞれ管理するということとされてございます。

この方針に即した漁獲シナリオとA B Cの値を、同じページの下段のほうに4つの系群ごとに記載してございます。

マサバ太平洋系群につきましては、「親魚量の回復②」というシナリオを採用いたしまして38万3,000トン。

ゴマサバ太平洋系群につきましては、「親魚量をB limit以上で維持・漁獲量の増加③」というシナリオを採用いたしまして、31万4,000トンとなります。

また、マサバ対馬暖流系群につきましては、中期的管理方針では「資源を減少させないこと」

となっておりますが、現在B limitを下回る低位水準にあるということでございますので、資源を回復させるシナリオといたしまして「親魚量の回復（5年間でB limitへ回復）」というものを採用いたします。

ゴマサバ東シナ海系群につきましては、「親魚量の維持②」というシナリオを採用しますが、これら2系群につきましては、先ほど申し上げましたとおり、他国も漁獲しておりますので、海域全体のABCの中から、日本の排他的経済水域で漁獲する分を計算してございます。具体的には、ABCに対しまして過去5年（2010年～2014年）の我が国の排他的経済水域の漁獲割合の平均値を乗じた値を日本のEEZの漁獲可能量としておりまして、その値は括弧書きで示したとおりでございます。マサバ対馬暖流系群で8万7,000トン、ゴマサバ東シナ海系群で3万8,000トンとなります。

サバ類のTACは、これら4系群のABCの値を合計いたしまして、82万2,000トンとしております。

TACの配分につきましては、再度、資料2-2をごらんください。

大臣管理漁業でございます大中型まき網漁業につきましては46万4,000トン、知事管理につきましては、先ほどと同じように1枚めくっていただきまして、都道府県ごとにこの表に示したとおり、右から3番目、マサバ及びゴマサバとオレンジっぽい色で網かけしたところの数字ということで、幾つかの県は若干、一番大きいところで三重県が5万9,000トンというような形で配分をいたしたいと考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまのサバ類のTACの設定に関する御説明につきまして御意見、御質問等ありましたらよろしく願いいたします。

○柳内委員 我々、大中型まき網漁業は、三陸・常磐沖で秋以降をピークに、マサバ太平洋系群を中心に漁獲をしているところですが、近年、おかげさまで資源が増大傾向なのかなと漁業の現場でも感じておるところです。

そんな中、休漁日設定ですとか投網制限等、資源管理の流れに沿って我々なりに漁獲抑制をしてきておるところなんですけど、一方、前回のこの水政審でもお話ありましたとおり、公海上のマサバ漁獲が急激に中国船等で伸びている状況があるようなので、そういった公海上の漁獲が今後のマサバ太平洋系群を筆頭に、こちらの海域のTAC数量の算定に何か影響が出てくる可能性があるのかどうか、もしおかわりでしたら教えていただきたい。

それと、その懸念も含めて、再度のお願いで恐縮なんですけど、NPFCへのサバについての議論もなるべく急いで結論といいますか枠組みづくりをお願いしたいなというところなんです。

○山川分科会長 公海上でのマサバの漁獲の件ですけれども、事務局のほうから。

○管理課長 先ほどのサンマとも関連しますけれども、将来どうなるかというのは現時点では答えられないんですけれども、現時点では中国がNPFCで報告がありましたのはサバ全体で13万5,000トンでございます。

現時点では、その主漁場といいますか主分布域が我が国の排他的経済水域だということなので、現状どおりしっかりと国内の管理をやっていくというスタンスでおります。ただ、今後の中国の漁獲が我々のやっているというか管理している資源に影響が出ないように働きかけはN P F Cの側を通じてやっていきたいと考えておまして、そういったものとの結果の中で、もし何らかの形で考慮するものがありましたら、ここでまたお諮りをすることになるかと思えます。

○柳内委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

○近藤特別委員 サバ類のT A Cについて、大中型まき網漁業からの意見と要望として一言発言いたします。

対馬暖流系のサバ類については、これまで漁獲の中心であった東シナ海域での漁獲量は、数年前から極めて低位に推移していますが、一方で、日本海西部海域では、一昨年あたりから11月から12月ごろに非常に大きな来遊が発生しております。これは、環境的要因による漁場の変化によるものかどうかは判断できませんが、元来、対馬暖流系のサバは韓国を初めとする外国漁業も多く利用しているため、我が国E E Zにどのくらいの量が来遊するかは予測ができず、不安定な状況にあります。

我が国E E Z内に来遊した資源を、我が国漁業者が有効に利用できるよう、本年後半の漁期前まで、すなわち本年10月ごろに漁獲状況などを分析して資源量や我が国E E Z内のT A Cについて迅速かつ柔軟に再評価していただき、適切なT A C期中改定が行われるようお願いいたします。

以上でございます。

○山川分科会長 来遊が結構不安定になってきていると、そういうことでございますけれども、御意見として承ったということでもよろしいでしょうか。

では、ほかに御意見、御質問等ありましたらよろしくようお願いいたします。

では、特にないようですので、サバ及びゴマサバの28年漁期T A Cにつきましては、原案どおり承認をさせていただいたということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、28年漁期のズワイガニのT A Cについて、事務局から御説明よろしくようお願いいたします。

○管理課長 それでは、資料2-5をごらんください。

ズワイガニのT A Cの設定及び配分についてでございます。

1枚目の上段を見ていただきますと、中期的管理方針におきまして、日本海系群、太平洋北部系群及び北海道西部系群につきましては、「資源の維持若しくは増大を基本方向とし、安定的な漁獲量が継続できるよう管理を行うものとする」とされております。

一方、オホーツク海系群につきましては、「ロシアとの跨がり資源であり、来遊量の年変動にも配慮しながら管理する」とされてございます。

西部日本海、いわゆるA海域につきましては、「2014年の親魚量の維持④」というシナリオを採用いたしまして、T A CはA B Cと等量の3,800トンということにしております。

北部日本海、いわゆるB海域でございますが、「親魚量の確保③」というシナリオを採用いたしまして、TACはABCと等量の590トンとしております。

太平洋北部系群につきましては、「資源量の増大②」というシナリオを採用いたしまして、TACはABCと等量の59.5トンといたしますけれども、実際に震災後、福島沖ではほとんど操業を行っていないにもかかわらず、資源状況が安定をしております。資源水準が中位から低位に下がる一方で、将来の加入は改善が見込まれておりますので、ABCは前年よりも増加しており、今後も資源状況の変化に留意をして適切に管理をしていきたいと考えております。

オホーツク海系群でございますけれども、もっぱらロシア側に分布する資源でございます。これまでABCの算定を行っておりません。TACは、最大の資源の来遊状況に対応できるよう、過去の漁獲実績に基づいて設定をしております。28年当初のTACといたしましては、平成18年に記録された443トンの漁獲実績をベースといたしまして、前年の当初と同じく500トンとしております。

なお、本系群につきましては、2月に期中改定を行いまして、500トンという枠を1,000トンとしたところ、27年漁期の漁獲量が既に500トンを超えているという状況がございますので、この6月末までの漁獲実績の確定値をもとに、今後、28年に期中改定を行うことになるというふうに考えてございます。

最後に、北海道西部系群でございますけれども、資源情報が限られており、定量的な評価が困難であることを踏まえまして、TACを前年と同じく43トンとしてございます。

このズワイガニ資源のTAC配分につきましては、資料2-2に戻っていただきまして、これのめくっていただいた日本地図が書いている3枚目の表を見ていただきたいんですが、この左上にありますように、大臣管理分といたしまして、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業に対して合計3,288トンを配分いたします。海域別の内訳につきましては、下の括弧の中に記してあります。知事管理分につきましては、若干配分も含めまして合計1,397.5トンでありまして、各県への配分につきましては、同じページの地図の中に記載してあるとおりでございます。

この日本海の資源につきましては、例年と同様に、A海域とB海域を合わせまして307トン、4,390トンの7%に当たる分を留保分という扱いにしてございます。

以上でございます。

○山川分科会長 では、ただいまのズワイガニのTACの設定の御説明について、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

○川越特別委員 すみません、兵庫県の川越でございます。

資源量調査、以前から少しずつついていた話によると思うんですけど、トロールによる面積密度法という調査をされているのはよくわかるんですが、実は、昨年の状況なんかを見ていると、これは海洋環境の変化というか漁場の状況を見てみますと、非常に親ガニが非常に浅いところに、経験したことがないような漁場に形成されるというような状況が見られる中で、雌ガニについてです。親ガニについては、非常に深いほうに分布しづらいような状況が出てきている。そういうようなことや、どういうふうな水温と、底生の魚類ですから、そんなに大きく水温の変化はな

いとは思われますが、非常に異常なところに漁場の造成ができていたりしているということを考えるならば、今までのどうしても定点調査ということでトロール調査をされている。なかなかここは譲れないというふうに言われているわけですが、やはり我々としては、今年の場合、TACは昨年から比べて300トン増えていただいた。これは加入量が増えるだろうという観点から増えて設定されたようですが、非常に危惧するのは、本当に海洋環境はどうなっているんだろうかということは非常に心配をしている。そういう中で、定点調査はなかなか曲げられんということではあるんですが、非常にそういう漁場造成を見ていたら、異なところに漁場ができおるということやら考えれば、そこはひとつひとつひねりを何とかいただけないだろうかというふうに以前からのことですが、またひとつよろしくお願ひします。

○山川分科会長 神谷漁場資源課長でしょうか、コメント何かございましたらよろしくお願ひいたします。

○漁場資源課長 定点調査は、これまでから、また未来にかけてずっと同じところでやっていきますので、そういった意味での重要性というのはあるんだと思います。

一方で、海洋環境が変わっているんじゃないかというのは、午前中の企画部会でも同じような意見が出ておりますので、そういった点も踏まえてもっと正確……資源量調査の精度が上がるように努めてまいりたいと思います。

○川越特別委員 よろしくお願ひします。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

○本間特別委員 北海道機船連、本間です。

ズワイのオホーツク海のTACのことについてちょっと聞かせていただきたいと思います。

今、藤田管理課長の説明では、現状、オホーツク海のほうでかなりの数量あがっているのに、6月以降、漁期が終わってから期中改定という形になるというお話でしたが、TAC数量の変更とかそういうふうにはならないんでしょうか。というのは、自分の記憶違いでしたら申しわけないんですけど、期中改定という形にしてしまうと、何かあったとき、後で原則1回ということがあったような記憶があるんです。というのも、今このTACの基本的な考え方であれば、過去、近年の最大数量ということをやっているんですから、期中改定という改定という形ではなくて、変更というのか付け替えというような形にできないのかなと思うんですけど、いかがですか。

○管理課長 基本的には、期中改定は1回だということでやっておりますけれども、オホーツク海の資源とかこういうのは特殊な例でございますので、そういう状況を踏まえながら対応するということになるかと思ひます。

それともう一つ、多分オホーツク海のやつは、今後1回改定して大きくなってしまつと、恐らく翌年度の当初のTACと申しますか、もうそれを踏まえた形になると思ひますので、そんなに御懸念の状況は生じないんじゃないかというふうには考へております。

○本間特別委員 ありがとうござひます。

実はもうそろそろ、この1カ月もつかもたないかという数量のところまできているものですから、いろいろと考へてしまつたんです、実は。そんな中で、水産庁さんのいろいろな働きによつ

て漁場の環境がよくなって場所が使えるようになったということが漁獲の増えた一因でないのかなというところもあります。

また、オホーツクの漁業者のほうで、今まで期中改定してもらった中で、増やしてもらっても消化率が半分とか半分そこそこという状況が続いたので、今回はきっちり数量を、消化率を上げた中で次の話をしていきたいんだということでしたので、一応お話しさせていただきました。

了解しました。ありがとうございます。

○山川分科会長 では、ほかにございますでしょうか。

では、特にないようでしたら、ズワイガニの28年漁期TACについては原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

以上で、サンマ、マサバ及びゴマサバ、ズワイガニについての議論は終了といたします。

諮問第265号に関しましては、全て御議論いただいたところでございますけれども、特段の追加の御意見等はありませんでしょうか。

○高橋特別委員 国内の今のTACの7魚種の中の浮魚、特に太平洋側の新たなNPFCが発行して、どうもこれまでのTACの考え方を考えていかなければならないだろうというふうに思っております。当然、今論議ありましたオホーツク海の跨がり資源とまた違った観点からABCの調査とか、新たなTACの枠づくりを模索をする時期に来ているというような気がいたします。漁業者の皆さんが不利益を被らないような新たなTAC設定と基本的な考え方を整理していただければと思います。これは要望ということでお願いしておきたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。まさにおっしゃるとおりだと思います。よろしく願いいたします。

では、サンマ、マサバ及びゴマサバ、ズワイガニのTACにつきまして、諮問第265号ですけれども、本件は原案どおり承認したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第265号について、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答 申 書

28水審第8号

平成28年5月24日

農林水産大臣 森山 裕 殿

水産政策審議会

会 長 馬場 治

平成28年5月24日に開催された水産政策審議会第77回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第265号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

それでは、この答申書を長谷次長にお渡しいたします。

(分科会長から次長へ答申書手交)

○山川分科会長 続きまして、報告事項に入ります。

事務局から報告事項が3件あるということです。

1つ目は「マダラの資源管理について」、2つ目が「太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について」、3つ目が「第1種特定海洋生物資源の採捕数量について」でございます。

それでは、最初に「マダラの資源管理について」を事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○管理課長 マダラの資源管理につきまして、昨年11月のこの分科会におきまして、TAC管理に関する検討を進めさせていただきますという旨の御説明を申し上げました。本日は、その経過状況について御報告を申し上げます。

資料3になります。

これまでの経緯をおさらいをいたしますと、1番でございますが、水産資源全般につきまして、適切な管理というのは、漁業ですとか関連産業や浜の活力再生にとって、魚を持続的に利用するための基本となる役割を担うというものでございまして、引き続き、漁業の実態に即した高度化を図っていく必要があるのではないかと考えております。

そして、マダラについて申し上げますと、漁獲量が多うございますし、我が国の重要魚種の一つでございまして、現在はその資源水準が高位にあるものの、中期的には資源が大きく変動しているという実態がございます。そこで、これまでの資源管理措置の改善とあわせまして、年間の漁獲量の上限を定めることによって、その資源の安定的な利用を図ろうとするというTAC管理についても検討する必要があるのではないかと考えております。

このような認識から、昨年11月に御説明を申し上げ、これまで都道府県ですとか関係漁業団体向けの調査等を通じまして検討を行ってきているというところでございます。

それで、これら調査等を通じまして、これまでに把握した課題を2番に掲げてございます。

1点目は、資源評価に関するものでございます。ABCをベースとして、これと等しいTACを設定する。既存のTACと同様にですね。そういうことですか、期中改定を行うというよう

な運用を行うのであれば、よりABCの精度の向上を図る必要があるのではないかとこのことが言われております。

2点目でございます。資源管理に関するものですが、マダラについては、現在、資源水準が高位であるものの、過去に大きく変動してきたという性質があることを踏まえまして、変動する資源の状況に応じた資源管理の必要性というものについて漁業者の方の理解をよく得るという必要性があるだろう。このため、TAC管理というものだけではなく、必要に応じてインプット・コントロールですとかテクニカル・コントロールをも含めた資源管理の基本的な考え方を取りまとめることが必要ではないかということでございます。

3点目も、資源管理に関するものでございますが、広域で多様な漁業がマダラを漁獲し、マダラを主対象とする漁業のほかにも混獲しているという漁業もありますので、漁獲が偏りが生じやすく、TAC管理を行うという場合には、漁期中の漁獲枠の調整など弾力的な数量管理方法が必要ではないかということ、また、漁獲実績が少ない漁業をどのように数量管理をするのかといった点について整理をする必要があるだろうというふうに考えております。

裏になります、2ページ目ですね、3番でございますが、今後の進め方といたしまして、これらの課題を踏まえまして、3つにまとめてございます。

1点目の資源評価精度の向上につきましては、既に水産研究・教育機構が関係機関と連携して、精度向上を図るべくデータ収集の強化や資源解析手法の高度化に着手しておりますので、引き続き、これを進めていきたいと考えております。

2点目のマダラの資源管理につきましては、漁業者の理解をいただくこと及び基本的な考え方を取りまとめることにつきまして、秋ごろをめどに、関係者の意見を聞きながら「マダラの資源管理に関する基本的考え方」を取りまとめまして、その後、水産庁の担当者による浜回り等により十分な説明を行っていききたいというふうに考えております。

3点目の数量管理に関するものにつきましては、まずは先ほど申し上げました基本的考え方を取りまとめることとなりますけれども、現在のところ、それを踏まえ、例えば、弾力的な管理方法を含む地域の、それぞれ地域によって漁業とか漁期とか違いますので、そういう実情に合った数量管理の方法と必要なインプット・コントロールやテクニカル・コントロールなど様々な角度からの試行・検証を行うということを考えております。

以上が、簡潔ではございますけれども、これまでの検討状況の報告となります。

2つ、参考①と参考②という資料を御用意させていただいておりますが、参考①は、マダラの生態ですとか漁獲量につきまして、資源評価や統計からまとめたものでございます。

生態につきましては、北海道から太平洋側では茨城県、日本海側では島根県まで分布をしております、海域や雌雄によって差はございますけれども、まとめますと、寿命は7歳以上で、成熟年齢は3歳以上だと。産卵期は12月から翌年の3月までということで、冬場になっております。

続いて、漁獲量につきましては、漁業種類別に見ますと、沖合底びき網、刺網、はえ縄、小型底びき網、定置網等によって漁獲されております。知事管理漁業について都道府県別に見ますと、多くの道府県で漁獲されておりますけれども、北海道、岩手、宮城、青森で多く漁獲されてお

ます。

最後に、漁獲の動向でございますが、下にグラフがございますように、それぞれ1990年前後にピークを迎え、その後大きく一回減少しまして、2000年代ごろから再び増加し、近年は高水準にあります。若干減少が見られるような部分もありまして、変動しているという部分が御理解いただけるのではないかと思います。

参考②でございます。これは、これまで都道府県や関係漁業者団体の御協力の下で取りまとめた調査結果の概要でございます。

1点目は、マダラを採捕する漁業の実態として、どのような漁業種類があるのか、どのような漁業管理がなされているのか、マダラを目的とする操業が行われているのか、主漁期はいつごろかなどについて回答をいただいたものでございます。

2点目は、マダラにつきまして仮にTAC管理を行うとした場合に、これまでの他魚種のTAC管理の経緯などを踏まえた場合に、どんなふうに思いますかと、どうしたらいいですかということについて意見や回答をいただいたものでございます。

最後に、マダラにつきまして現在行われている資源管理の取組内容があれば、それを記載してくださいということでお願いをいたしまして、それをまとめた資料でございます。

こういう調査結果を通じて得られた課題・意見とこれまで本分科会などでもいただいた意見を踏まえまして、まず取りかかるべき課題を、先ほど御説明いたしました本体資料の課題としてまとめさせていただいたということでございます。

以上、簡潔でありますけれども、説明を終わります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。

○東村委員 東村でございます。

幾つかコメントと質問とあわせたような感じになりますけれども、マダラも参考①によりますと、まあまあ定置網でまたとられているという、実に数量の管理が難しいところなんですけれども、これに関しては既にインプット・コントロールやテクニカル・コントロールも併せて使って管理していくということなんです。定置網もまた数量管理の中に入れるような考え方なのか、それとも、これに関しては数量管理は無理なので、インプット・コントロールやテクニカル・コントロールのほうでやるという、TACでやるものはTACでやる、インプット・コントロールやテクニカル・コントロールでするものはするという考え方ではないというふうに私は今伺っていたんですけれども、その辺お聞かせ願いたいのと、もう一つは6ページ、本当に最後のほうに書いてあるんですけれども、遊漁のことです。

マダラというのはそこそこ遊漁でも人気のある魚種だと、私は釣りをしないんですけれども、伺っております。今までTACの中には遊漁も少しちゃんと考え方としては入っているんですね、数字としては。ただ、遊漁にこれだけ割り当てるといふほどのものではないのでというのがTACの考え方だというふうに理解しているんですけれども、これを機に遊漁もTACの一部に入れてしまおうというようなことをするほどやはりとれていないんでしょうか。何かどこかで遊漁を

うまいこと漁業管理の枠組みに入れることができたらいいのかなというふうに私は個人的には考えているので、ちょっと御意見を伺えればと思います。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 藤田管理課長、よろしく願いいたします。

○管理課長 まさしく今後検討すべき事項を御指摘いただいたということだと思います。ただ、定置につきましても、多分、漁業実態としましては冬場、産卵に浅瀬に来るときにとられるというのが多いのだと思います。

実際にはほかのTAC魚種でもそうですが、浮魚のほうは定置でとる分は、例えば若干配分のように、数量管理をする必要があるのかを見きわめながら管理の対象にしていますので、まさしく実態をよく踏まえながら計画の中に組み込んでいくということだろうと思っています。

遊漁につきましては、これは理論上は、どこかで説明申し上げたかもしれませんが、知事管理の一応対象にはなっております。ただ、現実問題として、その数量が漁業との関連で具体的に数量管理をするほどの影響があるのかどうかということによって本当に規制を加えるかどうかというのは判断をすることとなるのではないかと考えております。

もし、実際に漁業の現場のほうで、漁業だけやっていたらうまくいかないということであれば、少しそこは遊漁者の方にも実情をお話しして御協力いただくようなことを考えていかないといけないだろう。これは太平洋クロマグロの話と同様ではないかというふうに考えております。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特に御発言がなければ、次の報告事項に移りたいと思います。

「太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について」を事務局から御説明よろしく願いいたします。

○管理課長 引き続きで申しわけないんですけども、資料4をごらんください。

資料4は、この分科会でも御発言をいただきましたが、意見聴取の概要を記した紙でございますので、お時間があるときにごらんになっていただければというふうに思います。

太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性につきまして、資料4-1でまず御説明を申し上げたいと思いますので、そちらをごらんください。

1枚めくっていただきまして、今年7月から、このクロマグロ型の数量管理ということで、沿岸のほうは第2期目といいますか第2の管理期間になります。

ここは、これまで若干お話を申し上げましたけれども、皆様方から意見がございまして、定置網につきましては、現行の6ブロックではなくて、もうちょっと広い共同の管理ができないかという話がありました。ちゃんとその管理をしていくという意味で、都道府県ごとに計画をつくっていくということございまして、2-1にありますように、数量管理のイメージといたしましては、小型漁の漁獲上限は4,007トン、大型漁は4,882トンといたしまして、管理期間は、まき網とか流し網につきましては暦年でございますけれども、沿岸の6ブロックにつきましては、7月からの1年間という形で管理をしようというふうに考えております。

数量管理のイメージということで、2-2になります。

ここにありますように、定置網について、ブロックを越えて、抜いてというんですかね、共同の管理をつくるということを考えております。

3のほうにございますけれども、これまでのいろいろな都道府県との意見交換も踏まえまして、この共同管理、国として定める定置網の共同管理は1本にいたしますけれども、その中でもうちちょっと柔軟に対応するという意味でサブグループを東と西に設けたらどうかということと、後で出てきますが、期別の3期ぐらいに分けて上限を設けて、それで柔軟に対応したらどうかという話が出ております。

現在のところ、5月24日時点ですけれども、定置網の共同管理に参加しますか、参加しませんかという話をお聞きしたところ、ここに記載してありますように、17の道府県につきまして参加したいということになっておりますので、これを踏まえまして計画づくりをするということになります。

具体的な定置網の共同管理のイメージが4-1になります。

国の基本計画におきましては、その共同管理では、知事管理量といたしまして全体で何トンという形をとりますけれども、共同管理の枠組みの中では、それぞれ今までもブロックで管理規約とか管理規定みたいなのがありますが、そういう形で柔軟に中で管理できるという形で、3期別の目標を作成する。

1期目の、例えばここでいいますと、7月から10月の漁獲目標を残ったというんですかね、余剰分を次期に繰り越すというようことを考えたらどうかという話になっております。漁獲の特徴が違うので、その中でも東と西にそれぞれ大まかな目安を設けたらどうか。さらに、漁業者間とか漁業者団体間で自主的な管理の取り決めを細かく設定することになるのではないかとということで考えております。

4-2は共同管理のイメージの細分化したものでございまして、例えば200トンずつ3期に分けた場合に、地域によって、端的に申し上げますと主漁期というんでしょうか、そういう時期とほかの魚種に交じってとれる時期というのがありますので、そういうものをそれぞれ分けまして、A地域であれば、主漁期に200トンの枠というんでしょうか、自分たちが大体この数字と考えた数字を、いっぱいになってしまうということであれば、それは網を上げていただく。

一方、採捕、ほかの魚種をとっているときは、ちょこちょこ積み上がってしまうというようなときは、漁獲は継続していただくんですけれども、とにかく一生懸命採捕しないような努力はしていただく、できるだけ抑制をしていただくということになるんじゃないかというふうに考えております。

今後の方向性なんですけど、この第2管理期間はこういった、まず計画づくりをいたしまして、それぞれできることを詰めていただくということだと思っております。

5番の今後の方向性というシートにありますように、ただ、こうやってやっても資源がだんだん良くなっていく途中で、日本全国で来遊がいいということになりますと、我が国の上限を超えてしまうということになりますので、やはり管理の枠組みをもうちょっと高度化といいますかうまくやっていく必要があるだろうということで、一方で、定置網、前回も意見を聴取した際にい

ろいろ意見がございましたけれども、なかなか止めてしまうというのが難しい部分がありますので、それで、かなり影響が出るということであれば、積み上がった分をどうやってうまくほかの漁業の方とかに調整していただくかみたいなことを少し考えていかないといけない。次のステップとして、そういうものを今後検討していかないといけないというふうに考えております。

主なスケジュールでございますが、本日、資源管理分科会に御説明をいたしましたように、この後、海区漁業調整委員会で都道府県の計画を説明していただいて、それで7月からのクロマグロ型の数量管理に移っていただくというふうに考えております。

その後の予定は例年と同じでございますが、8月に全国会議をやりまして、引き続いて、北の小委員会がありますので、北小委員会で議論をし、年末の年次会合に向けていくというようなことで考えてございます。

それで、基本計画の試行案が4-2としておつけしております。

これは、本当にTACでやる場合には、7魚種の中の既存の業種の計画の中に入れていくんですけども、そういった形にいたしますと、非常に見にくうございますので、今回は試行ということで別でさせていただきます。

特徴的なのは、第3の(1)と(2)で、それぞれ小型魚と大型魚というのを、上限をこうなりますよというのが1つでございます。

それと、第4の(1)は通常のTAC魚種と同じような書きぶりなんですけど、(2)この大型魚は都道府県が管理する漁業と合わせまして全体で4,882トンということで勘定させていただいていますというところが、少しこれまでの数量管理と違います。

それと、第5-1の(1)に表がございますが、これが非常に意味特徴的な内容になっておりまして、既存のブロック管理をどういう形で計画が落とすか。

さらには、定置網の共同管理を行うところを、どういう形で計画に落とすかということになりますと、こういった形になるのではないかとということで、今までですと、各魚種ごとに近県ごとに都道府県ごとに何トンみたいな形はパターンでございましたけれども、これにつきましては幾つかの都道府県で全体で幾らとか、共同で定置網を管理する件につきましては、全体で幾らと、関係県で幾らというふうな書きぶりをするといったところがひとつ特徴的なのではないかというふうに考えております。

今後、4ページの第7の2に書いておりますけれども、非常に我々も管理の仕組みをつくっているんですが、来遊とか漁獲状況が大きく変化するというところでございますので、またここでこういった形に変更するのであれば変更するかみたいなことを、検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等ありましたらよろしく願いいたします。

○嘉山委員 定置網の共同管理に参加する17道府県とあるんですけど、ここに参加しない県というのは、参加しないと言っているのか、これ以降参加するというのか、各県の考え方の違う点。

○山川分科会長 管理課長、よろしく願いいたします。

○管理課長 現時点で共同管理に参加するというのが17道府県でございまして、若干もしかしたら増えるかもしれませんが、この7月からは、恐らくこれぐらいの道府県の数字で、数字といますか、取り組むことになるのではないかな。

あと参加するかしないかというのは、管理のしやすさということ考えた場合に、各都道府県の判断は委ねているので、自分のところであり定置がないとか、共同管理に参加するメリットがないと思う都道府県は、あまり参加の意思を表明されていないということだと思います。

さらに、もし共同管理の実際にやっている第2管理期間の状況を見て、やはり参加したほうがうまくいきそうだと思うほかの県があれば、第3管理期間からまたこちらに入ってくれというようなことになるのではないかと考えております。

○嘉山委員 ここでは17で、こっちは大体入っているじゃないですか、小型魚の管理のほうの上から見ると。だから、結局は入らなきゃおかしいけど、県が勝手に入るだ、入らないだ、全部入らなきゃおかしいですね。

○管理課長 これはちょっと説明が下手だったので申しわけないんですけども、必ず数量は管理するんです。そのときに、自分のところの定置をほかの県と一緒に管理したいと思うか、それとも、自分のところは自分のところだけで、今までどおりブロックなのか、単県で管理したいのかと思うかどうかということだけであって、管理するのは全ての都道府県の方にやっていただくということになっております。

○嘉山委員 ありがとうございます。

○東村委員 東村でございます。

幾つか質問がございまして、先ほどの17道府県で漁獲されているクロマグロの小型魚というのは大体どれぐらいのカバー率になるのか。非常に難しいかと思うんですけども、かなりのものなのか、まだまだもうちょっと参加する道府県が増えてくれたほうがやりやすいというイメージなのかということと、もう一つは、非常にいまさらな質問で大変申しわけないんですけども、これ、もともと国際的なクロマグロの漁業管理の取り決めがあって行われている取組ということは理解しているんですが、2ページを見れば明確なんですけれども、まき網、流し網については1月から12月ですよ。6ブロックは7月からですよという、国内だとわかるんです、それで管理しているって。国際的にこういう、国内でずれて管理しているというのは、年間割当は何トンというのが来るのが普通一般的だと思うので、その辺は、これからやっていくから、このやり方いいんだということなのかということ。

もう一つ、すみません、最後に。共同管理を行う場合、TACなんかだと、日本だと業界団体がとても大きな役割を果たしているいろいろ割り振ったり、漁獲の報告を受けて、そろそろストップをかけたりとかしているはずなんですけれども、定置網の場合、私もちらっと聞いたんですけども、そういうことの事務的な仕事というのはどこが担うことになるんでしょうか。例えば、定置網の業界団体であったり、若しくは県の水産課であったりとかいろいろ考え得るかと思うんですけども、今のところどういうことがイメージされているのか教えていただければ幸いです。

○山川分科会長 藤田管理課長、よろしくお願ひいたします。

○管理課長 数字のほうはわかる範囲で確認をいたします。

国際的な管理との関係でございますけれども、おっしゃるとおりでございます。基本的には歴年ということになっておりますので、そこは、日本は管理の特徴としてこういう形で管理をしていきますよということをご説明をして理解を得ていく必要があるかと考えております。

ですから、ここで色分けをいたしましたように、第2管理期間につきましては、例えば、この青い部分を足し上げたときに4,007トンの内数におさまるように管理をちゃんとしていくということだと思っております。これを継続してずっと続けていけば、歴年で4,007というのは、その数字を守れるようになるんじゃないかというふうな基本的な考え方に立って制度設計をさせていただいております。

共同管理を行う場合の定置の業界の取組と申しますか役割なんですけど、若干、都道府県によって定置そのものの数とか業界の大きさが違いますので、まず一番最初の段階といたしましては、やはり都道府県の水産部局の役割がまず不可欠と申しますかあるんだろうと思っております。その次に、場合によっては漁連さんだったり漁協さんだったり、あと県によっては定置協会みたいなものがありますので、そこで柔軟なと申しますか、業界でできる取組のところは調整をさせていただくということになるんじゃないかというふうには考えております。

カバー率ってすぐ出ないみたいなんですけど、主な定置県は、大体この17の中に入っているということですので……

○東村委員 ちょっとだけじゃなくてかなりのカバー率ということですね。

○管理課長 はい。あと我々として申しましては、今後の話といたしましては、うまく管理をするという意味では、より多くの県に入ってもらったほうが調整の幅が広がるというんでしょうか、柔軟性が高まるというんでしょうか、そういうことになるんじゃないかと考えております。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

○三木委員 今回のこの管理に関しては、国際約束を遵守するという事で枠づくりが急速に進んだかと思うんですけども、このクロマグロ型数量管理というのが、法的規制ではなくて自主規制という形で、ある意味、公的管理がちょっと強化されたというふうにも評価されるかと思っております。また、この管理については、「クロマグロの数量管理」ではなく、「クロマグロ型の数量管理」と書かれているんですけども、ここには何か含意というか、今後の方向性の中で、クロマグロ以外にもというような将来的な何かを含んでいる意味もあるんでしょうか。

○管理課長 将来どうなるかというのはまだわかりませんが、ここでは、先ほどから御説明を申し上げておりますように、特徴的なのは、都道府県が自分のところの個別の数字ではなくて、複数の都道府県で共同で管理する数字があるということが今までのTAC管理と決定的に違うところだろうというふうにご説明をしまして、そういった意味で、それをわかりやすくするという意味でクロマグロ型という形で表現をさせていただいているということでございます。

○三木委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 では、大久保委員、よろしくお願いします。

○大久保特別委員 大久保ですけど、太平洋マグロの30キロ以上の大型漁で聞きたいことがあります。

先般、大中まき網の方と沿岸漁業者のマグロの稚魚を考える会の人と8名ずつ意見交換会をいたしまして、そのとき、大中まき網の方が、100キロのマグロ1本と1キロのマグロ100本とるとどちらのほうが資源回復につながりますか。大変興味ある意見をいただきまして、そのとき、ああ、なるほどな。今、トン数制限だから、100キロのマグロをとったほうがいいかもしれないねというような考えを持ったわけです。しかし、スルメイカに対しても1年魚でありまして、20万から30万産卵しますよね。それが親になって、1匹産卵すれば資源は回復しておりますよね。しかし、100キロのマグロが仮に1キロの未成魚のマグロが100匹に、比率的に100キロまで、1本か100匹か、その割合が、100キロのマグロの価値観がどこまであるものか、そのところが少し私疑問に思うところもあるんです。多分、100キロになるまでのマグロは、相当な数がないと100キロまでいかないんじゃないかな。そして、マグロに対しては1年魚じゃありませんから、何年もありますから、何年も繰り返して産卵しますから、それがすごく興味があったんです。ちょっと質問したいんですけど。

○山川分科会長 神谷漁場資源課長、よろしくお願いいたします。

○漁場資源課長 答えいたします。

1匹1キロのマグロが1,000匹いたとしたら、これで1トンになりますね。それが5年後ですけども、1匹1キロがちょうど1匹100キロになります。1,000匹いたのが120匹になります。ですから、重量でいうと1匹1キロで1,000尾いて1トンあったのが、5年後には1匹100キロの120尾で12トンになります。ですから、重量では1トンが12トンと12倍になります。

一方で、1匹100キロのマグロが10匹で1トンになりますが、これが同じ期間5年後ですね、これは100キロが200キロに増えます、倍になりますけれども、尾数は、10匹が計算上2.87尾になります。ですから、最初は1トンあったものが、総重量でいうと0.57トンになります。

それをまとめますと、1キロ1,000尾が12トンになって、100キロ10尾が0.57トンとなります。その差は12トンと0.57トンですから21倍の開きがあります。これが生じるのは、ちっちゃいうちは、死ぬ比率よりも成長の量が上回ることなので重量が増えるということです。

例えば、人間でゼロ歳の赤ちゃんが3キロで生まれてきたのが、例えば10歳になるころとか18歳になるころには体重でいうと20倍、30倍になりますけれども、20歳の人が40歳になっても、40歳が60歳になってもそんなに体重が変わらない。むしろ年をとるとメタボで太るというのはあるかもしれませんが、そういうことが反映されております。それがお手元の資料4-1の24ページにございます。

24ページの上に、各漁業が太平洋クロマグロ親魚量に与えるインパクトとございますけれども、90年代から急激にインパクトが増えているのは、西部太平洋のまき網漁業なんですけれども、これはまさに小型魚を対象としているからインパクトが大きいというのを如実にあらわしていることとなります。

一方で、大型魚のほうは、このインパクトという観点からいくと、現時点では5.3%と非常に少なくなっています。

もう一つこの見方で落としてはいけないのは、インパクトは何かというと、もし、これらの漁業がなかったら、親魚がもっともって増えていた量というのを100%とした場合に、それぞれの漁業がどれだけ資源を減らしたかという観点から見るといような表になっております。

したがって、例えば今の小型魚対象のまき網が、今はとっていないのに、こんなに影響があるという疑問は当然分かれるかと思いますが、これは、20年前にとっていたとか、10年前にとっていたのが親になる機会を失っていたので、今時点はとってなくても、これだけ影響があるということになります。

卵との数でいえば、確かに1匹100キロをとらなければ、今その100キロの1匹というのは卵を産んだかもしれませんけれども、それよりも1匹1キロを1,000匹とらなければ、5年後には120匹が卵を産むということになりますので、そういうのも含めて資源の増大の効果という観点から、小型魚のほうに効果があるということになります。

もう一つは、大人をとる、イコール、卵を産むやつを全てとっているというわけではないということになります。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

非常に複雑な計算ですけれども、いろいろな側面を全て盛り込んで、その影響を総合的に見ていると、そういったふうに理解してよろしいでしょうか。

○大久保特別委員 いいです、これはもう誰もわからないので。

○山川分科会長 ほかに御質問、御意見等よろしくお願ひします。

○嘉山委員 今の神谷課長の説明のあれなんですけど、1,000匹が120匹になるんですけど、これは自然死亡なのか、漁獲死亡なのか、どちらと考えるべきかですね。

○漁場資源課長 すみません、私、つけ加えるのを忘れていましたけれども、これの算定には幾つか前提がございまして、死亡に関しては自然死亡のみです。自然死亡でISCで使われている自然死亡係数を使用して、あわせて成長式もISCで使われているのを使用しております。その前提で、もし漁獲がなければということになっています。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。次長、よろしくお願ひします。

○水産庁次長 先ほどのこのマグロの前の議論でも、高橋さんのほうからNPFCが発足したりして、日本の漁業の環境が変わってきているというお話で、まさに過渡期で、そういう中でどういうふうに資源管理をしていくのか、特に数量管理をどうしていくのかという難しい時期に来ているというお話も出ていたわけですが、このクロマグロについては、NPFCではなくてWCPFCという別の機関ではありますけれども、多国間の国際機関における数量管理と、日本の我が国の、今まで20年、TACの運用をいろいろやってきましたけど、もう違う次元で、国際機関での義務と、それをどういうふうに履行していくのかということでも試金石になるものだと思いますし、そういう面が1つあるし、あと、日本のように多数の魚種を組み合わせで成り立つ漁業、そして、魚種の選択性が極めて低い定置網というものが基幹漁業になっている国における数

量管理ということでも、本当に試金石になる取組だというふうに思っています、そういうことでさんざんこの場でもヒアリングもしたりして進めております。何とかそれを、ただクロマグロの資源を回復させる、そのためにはメキシコにも協力してもらわなきゃいけない、韓国にも協力してもらわなきゃいけないときに、日本として何とか石にかじりついてやっていこうという覚悟で進めておるわけでありまして、そういう覚悟ですけれども、国内の混乱が極力少ないようにということで、まさにそういうことで試行を重ねている。その先には、やはり国際約束ですから、もっとしっかりした管理に進めていくということで取り組んでおりますので、今後ともいろいろなお知恵を借りながら練っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

○大森委員 今、長谷次長おっしゃったように、4,007トン国際公約として、我が国がどういうふうを守っていくかということで、今回最も管理の難しい定置網について、全体での共同管理という考え方を出示していただいてやってまいるわけですけれども、管理をする主体は漁業者ですから、この定置網のことについても、やはり集中的にクロマグロの小型魚が入ってしまうようなときに、自らの判断で網揚げをするというようなことで積極的に管理をしていくという入りの部分が大変大事なことだと思います。全体の共同管理だけやっていたら良いということではないはずで、ですから、その入り口部分のところに、そういう努力をする漁業者に対して国がしっかりとサポートをする、そういう支援施策があるということ、しっかりと位置づけをしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○山川分科会長 まさにおっしゃるとおりでございます。

では、ほかに御意見、御質問等いかがでしょうか。

では、特にございませんでしたら、次の報告事項に移りたいと思ひます。

「第1種特定海洋生物資源の採捕数量について」を事務局から御説明よろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の加藤でございます。

資料5をごらんいただきたいと思ひます。

第1種特定海洋生物資源、TAC魚種の採捕数量の速報値の御報告でございます、こちらは定期的に御報告をさせていただいているものでございます。

黄色くマークしておりますスケトウダラ及びスルメイカにつきましては、3月末に27年の漁期が終了したものの採捕数量の速報値ということで、中ほど(B)の欄に記載をしております。

それ以外のサンマ、サバ及びゴマサバ、それからズワイガニにつきましては、それぞれの魚種の27年漁期の開始時から本年3月31日までの数量、またマアジ及びマイシワシにつきましては、28年漁期の開始時、今年の1月から本年3月31日までの採捕数量となっております。

注1のところ4月30日までとなっておりますが、3月31日までに採捕された数量について5月10日までに報告された数量の間違いでございます。失礼しました。

それから、2ページ目にはその内訳といたしまして、大臣管理分と知事管理分の実績、3ペー

ジ目には、各都道府県の漁獲実績を載せております。

以上でございます。

○山川分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。

○柳内委員 大中まき漁業の柳内でございます。

今、報告数値ございましたTAC魚種のマイワシについてなんですけど、この3月締め以降になると思うんですけど、4月、5月と我々の海域、茨城県の南部沖でかなり濃い魚群の群れに遭遇してしまっていて、出漁日の削減等を抑制しながらの漁獲はしているんですけども、漁獲は伸びている傾向にございます。我々のみならず、三陸の定置網にも数百トン単位でマイワシが入っている日も結構出てきていますし、日本海の漁獲もかなり、昨年と比べると伸びていると聞いておりますので、ちょっと期中見直し等の資源の再評価等で御対応いただく必要性が高まっているのかなと思いますので、いろいろと調査等々よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 御要望いただいたということによろしいでしょうか。

では、ほかに御意見、御質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。

では、特にございませんでしたら、その他に移りたいと思います。

その他ですけれども、何かございますでしょうか。

○高橋特別委員 長谷次長が見えておられますので、お願ひを1点しておきたいと思ひます。

実は、ILOの188号条約、漁業労働条約ですが、5月の初旬に8カ国が批准をいたしまして、あと2カ国で国際条約が発効する。10カ国で発効となります。日本も早くからこのILOの188の批准に取り組んで中間報告も作りましたが、その後トーンダウンしてなかなか進んでいない状況にあります。世界に冠たる漁業国として、ILOの188の早期批准と国内法制化に努力をしていただきたいと要望だけしておきたいと思ひます。

以上です。

○山川分科会長 要望として承ったということによろしいでしょうか。では、よろしくお願ひいたします。

ほかに、その他ございましたら。

では、特にならなければ、次回会合の日程について、事務局から御案内をよろしくお願ひいたします。

○管理課長 次回の資源管理分科会でございますけれども、7月に開催をお願ひしたいと考えております。何か緊急な必要が生じまして、それ以前に開催するということとなります場合には、できるだけ早期に御連絡を差し上げたいと考えております。

いずれにいたしましても、具体的な日程につきましては、後日、事務局から調整をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

これもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。